

新型コロナウイルスの影響で困っている人へ

国民健康保険料と介護保険料の
納付を猶予・減免します

事業の休廃業などで収入が減り国民健康保険料や介護保険料の納付が困難になった人は、1年間を限度として納める時期を延ばしたり、分割して納めたりすることができます。また、6月に通知する令和2年度の保険料の納付が困難な人は、減免を受けられる場合があります。詳しくは左記相談窓口へ問を。

●国民健康保険料に関すること

相談窓口	
問 各区役所国保年金課	
●門司区	☎331・1832
●小倉北区	☎582・3402
●小倉南区	☎951・4118
●若松区	☎761・5951
●八幡東区	☎671・2859
●八幡西区	☎642・1331
●戸畑区	☎881・2391

担 保健福祉局保険年金課 ☎582・2415

●介護保険料に関すること

相談窓口	
問 各区役所保健福祉課	
●門司区	☎331・1894
●小倉北区	☎582・3433
●小倉南区	☎951・4127
●若松区	☎761・4046
●八幡東区	☎671・6885
●八幡西区	☎642・1446
●戸畑区	☎871・4527

担 保健福祉局介護保険課 ☎582・2771

市税の納付を
猶予します

事業の休廃業などにより、固定資産税や市県民税などの市税を一時的に納付できない人は、納付を猶予できます。詳しくは下記相談窓口へ問を。
※国税や県税は、管轄の税務署や県税事務所に問を。

相談窓口	
東部市税事務所納税課 (門司区、小倉北区、小倉南区) ☎582・3375	
西部市税事務所納税課 (若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区) ☎642・1469	

担 財政局収税企画課 ☎582・2031

保育料を減免します

収入の減少などにより、保育料の納付に困っている人は、減免などができます。詳しくは下記相談窓口へ問を。



相談窓口	
問 各区役所保健福祉課	
●門司区	☎331・1891
●小倉北区	☎582・3434
●小倉南区	☎951・1032
●若松区	☎761・5926
●八幡東区	☎671・6882
●八幡西区	☎642・1448
●戸畑区	☎881・9126

担 子ども家庭局幼稚園・こども園課 ☎582・2550

水道料金などの納付を
猶予します

収入が減少した世帯、売上減少により事業活動が厳しい事業者などは、最長で来年3月末まで、水道料金などの納付を猶予できます。詳しくは下記相談窓口へ問を。

相談窓口	
北九州市上下水道 お客さまセンター ☎582・3610	

担 上下水道局営業課 ☎582・3623

市営住宅の家賃の納付の猶予・
減免や市営住宅などの提供
をします

市営住宅に入居しており、家賃の支払いが困難となった人は、家賃の納付の猶予や減免などができます。また、解雇などにより、住居を失った人に市営住宅や市公社住宅を提供します。詳しくは左記相談窓口へ問を。

相談窓口	
問 住所地の区役所市営住宅・ 市公社住宅相談コーナー	
●門司区	☎331・1881(代表)
●小倉北区	☎582・3488(直通)
●小倉南区	☎951・4111(代表)
●若松区	☎761・5321(代表)
●八幡東区	☎671・0801(代表)
●八幡西区	☎642・1441(代表)
●戸畑区	☎871・1501(代表)

●市営住宅に関すること

担 建築都市局住宅管理課 ☎582・2556

●市公社住宅に関すること

担 建築都市局住宅計画課 ☎582・2592

北九州応援サイト
「我らキタキュウサポーターズ」を開設！

新型コロナウイルスの影響により、現在困っている市内の店舗等と、それを応援したい地元の方皆さんをマッチングする北九州応援サイト「我らキタキュウサポーターズ」を開設しました。サイトでは、今回の影響によりテイクアウトやデリバリーなどを始めた飲食店などの店舗情報を紹介しています。皆さん、ぜひご利用ください。

詳しくは、市のホームページ（アドレスは表紙参照）でご覧になれます。



問 産業経済局商業・
サービス産業政策課
☎582・2050